

地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」の変更について

本県では、企業の本社機能の移転・拡充に伴う立地を促進するため、平成28年3月に地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」を作成し、国の認定を得て取組を進めているところであるが、国の制度改正を受け、計画期間を延長して取組を進める。

1. 制度の概要

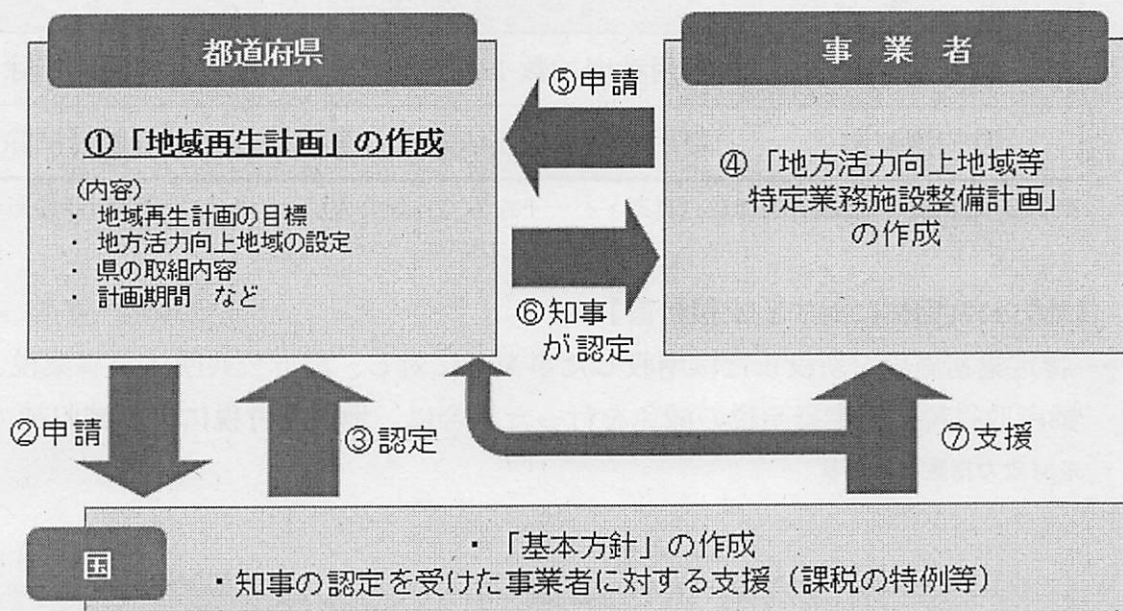
(1) 目的

東京に過度に集積している本社機能の地方移転等を促進し、安定した雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目的として、平成27年3月に地域再生法が改正。

(2) 内容

○ 仕組み

- ・ 国の基本方針に基づき、①都道府県が「地域再生計画」を作成し、②国に申請 ⇒ ③国が認定
- ・ ④認定された「地域再生計画」で指定する地方活力向上地域等に本社機能の移転等を行う事業者は、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、⑤知事に申請 ⇒ ⑥知事が認定
- ・ ⑦知事の認定を受けた事業者の取組を、国が支援（課税の特例等）



○ 対象となる施設（特定業務施設）

- ・ 全社的な業務等を行う事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの）
- ・ 研究所
- ・ 研修所

○ 対象となる事業

- ・ 移転型事業：東京 23 区から地方活力向上地域内への本社機能の移転
- ・ 拡充型事業：地方活力向上地域内での本社機能の拡充等

○ 国の主な支援措置

【事業者に対する支援措置】

・ 「オフィス減税」

特定業務施設の新設または増設に際して取得等した建物・附属設備・構築物に係る法人税等の特別償却または税額控除

事業区分	特別償却	税額控除
移転型事業	25%	7%
拡充型事業	15%	4%

※取得価額 2,000 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）であること等の要件あり

・ 「雇用促進税制」

特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除

事業区分	税額控除の内容
移転型事業	雇用者増加数 1 人当たり最大 90 万円の税額控除
拡充型事業	雇用者増加数 1 人当たり最大 60 万円の税額控除

※特定業務施設の雇用者増加数（有期・パートを除く）が 2 人以上であること等の要件あり

【地方公共団体に対する支援措置】

- ・ 特定業務施設を新設または増設した事業者に対し、地方公共団体が事業税、不動産取得税、固定資産税の減免を行った場合に、地方交付税により減収補てん
- ※財政力指数要件あり

2. 地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」の概要と今回の計画変更について

- ・ 本県では、平成28年3月、県内各市町との協議を経て、地域再生計画「滋賀県本社機能移転促進プロジェクト」を作成し、国の認定を得て、本社機能の移転・拡充に向けた取組みを進めているところ。
- ・ 今般、国において、本社機能移転等の加速化を図るため、本社機能の移転等を行った事業者に対する課税の特例措置について、適用期限を延長するとともに、その内容を充実する制度改正が実施されたことに伴い、下記の通り地域再生計画を変更する。(本年6月に国から変更認定を得たところ)

(1) 計画期間

(変更前) 平成28年3月から平成32年3月まで

(変更後) 平成28年3月から平成34年3月まで

(2) 地方活力向上地域

県内19市町と協議のうえ、産業集積地域を核として、中心市街地やその周辺等の地域を指定 ※変更なし

(3) 計画の目標

(変更前)

○ 本社機能の立地 20件 (移転型事業 5件、拡充型事業 15件)

○ 雇用機会の創出 200人

(変更後)

○ 本社機能の立地 30件 (移転型事業 9件、拡充型事業 21件)

○ 雇用機会の創出 300人

		目 標 値							計
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
立地 件数 (件)	移転型事業	—	1	1	1	2	2	2	9
	拡充型事業	3	3	3	3	3	3	3	21
雇用創出数 (人)		30	40	40	40	50	50	50	300

<参考> 地域再生計画の進捗状況 (平成30年6月末現在)

○ 本社機能の立地 6件 (移転型事業 0件、拡充型事業 6件)

○ 雇用創出数 245人